

鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥取県育英奨学資金貸与に関する事務は、鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(所得要件)

第2条 規則第2条第1号ウ及び第2号ウの経済的理由による修学困難の認定（以下「所得要件」という。）は、生計を一にする世帯の貸与申請前年の所得額合計から別表第1に定める特別控除額を差し引いた額が、別表第2に定める所得基準額以下であることにより行う。

(成績要件)

第2条の2 規則第2条第2号イの学業に優れていることの認定は、次に定める方法により行う。

- (1) 高等学校等の第2学年の学業成績の平均値が3.0以上であること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に規定する高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定」という。）の成績を用いて申請する者にあつては、大学等奨学資金の貸与を申請する年の前年度までの高卒認定の成績（高卒認定を免除された科目（以下「免除科目」という。）にあつては、高等学校等で修得した科目の成績又は技能審査に合格した科目の成績による。）の加重平均が3.0以上であること。なお、高卒認定の成績は、評点Aを成績5.0に、評点Bを成績4.0に、評点Cを成績3.0に、技能審査合格科目の成績は4.0に換算する。
- (3) 前号の高卒認定の成績を用いて申請することができる者は、高卒認定の合格者又は高卒認定の科目合格者（6以上の合格科目（免除科目を含む。）を有する者に限る。）とする。

(奨学生の募集)

第3条 奨学生の募集は、次の時期に実施する。

- (1) 高等学校等奨学資金は、毎年4月これを実施する。ただし、中学校在学時申請については、原則として毎年9月これを実施する。
 - (2) 大学等奨学資金は、原則として毎年8月これを実施する。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、規則第4条の2第2号の高等学校等在学時申請については、家計の急変で奨学資金を緊急に必要とする者及び募集年度の5月以降に入学（転入学を除く。）した者を対象とした募集（以下「緊急採用」という。）を行うものとし、教育委員会が定める期間を通じ随時これを実施する。

(奨学生の選定)

第4条 規則第4条の3第2項及び規則第5条の2第2項の規定による貸与予定者の決定並びに規則第5条の4のうち高等学校等在学時申請に係る貸与の決定は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）に規定する、鳥取県育英奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経て行うものとする。ただし、高等学校等奨学資金の緊急採用における奨学生の決定については、選考委員会の審査を経ないで行う。

(選考委員会)

第5条 選考委員会については、条例に定めるもののほか、次の各項に定めるものとする。

- 2 選考委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 選考委員会に委員長を置く。
- 5 委員長は委員の互選によって定め、選考委員会の会議を主宰する。

(奨学資金交付期日)

第6条 奨学生に対する奨学資金交付の期日は、原則として毎月10日までとする。ただし、年度当初（高等学校等奨学資金の緊急採用における新規貸与開始当初を含む。）及び学年末休業時期等は、数月分を合わせて交付することができる。

(奨学資金交付に関する申し出)

第7条 奨学生は、口座振替の方法による奨学資金交付を受けるため、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第39条第4項に基づく振込口座等登録（変更）申請書により申し出を行わなければならない。

(鳥取県育英奨学生台帳)

第8条 教育委員会に鳥取県育英奨学生台帳(様式第1号)を備えて、奨学生に関する事項を整理する。

(奨学生の継続確認)

第9条 奨学生は、毎年度当初教育委員会が指定する日までに貸与を継続することを確認するための書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、高等学校等奨学資金の奨学生にあつては、連絡先調書(様式第2号。以下「連絡先調書」という。)とする。ただし、高等学校等からの高等学校等奨学資金の奨学生の在学状況等を証する書類の提出をもってこれに代えることができる。
- 3 第1項の書類は、大学等奨学資金の奨学生にあつては、連絡先調書及び前年度の学業成績を証する大学等の学校長が発行する成績証明書等とする。

(貸与期間及び貸与期間の延長)

第10条 奨学生は同種の学校で2回以上鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることはできない。ただし貸与を受けた期間がどちらかの学校の正規の修業年限に満たない場合は、その不足している期間に限り貸与を認める事ができる。

- 2 専修学校の高等課程については、高校等で奨学資金の貸与を受けた者であっても貸与を受けることが出来るものとする。
- 3 規則第8条の2の規定に基づいて、貸与期間の延長を認める理由、及びそれぞれの理由に応じて鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書に添付する書類は、別表3に定めるものとする。

(奨学資金の返還)

第11条 奨学資金返還に関する事務取扱要領は、別に定める。

附 則

- 1 この規定は、昭和35年7月30日より実施する。
- 2 この規定の改正は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年4月1日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者(貸与を休止されている者を含む。)に係る奨学資金の貸与については、この要領による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

- 2 平成20年度の高等学校等奨学資金の高等学校等在学時申請及び大学等奨学資金の大学等在学時申請に係る所得要件については、この要領による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領の基準額を超えた場合であっても、なお従前の基準額以内であるときは、要件を備えている者として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月11日から施行する。